

2018年一部業種における増値税未控除税額の還付に関する

税收政策の通知について

財政部、税務総局は各省、自治区、直轄市等の財政庁（局）及び税務局に対し経済発展のために一部の業種の増値税期末未控除税額を還付することを通知しました。

期末未控除税額還付対象企業の範囲

期末未控除税額について増値税還付できる業種には、設備製造等先進製造業、研究開発等現代サービス業と電力網企業を含み、具体的には以下の範囲とする。

① 設備製造等先進製造業及び研究開発等の現代サービス業

国家経済業種分類に照らし設備製造等の先進製造業及び研究開発等の現代サービス業には専用設備製造業、研究及び実験発展等 18 業種を含む。具体的には付則の「2018年還付増値税期末未控除業種目録」を参照する。納税人が所属する業種は、税務登記された国民経済業種により確定し、かつ以下の範囲内の納税人を優先選択する。

- ・「中国製造 2025」に明確された次世代情報通信技術、先端デジタル制御工作機械とロボット、航空宇宙設備、海洋建設機械及びハイテク船舶、先進軌道交通設備、省エネと新エネルギー自動車、電力設備、農業機械設備、新材料、バイオ医薬及び高性能医療器械などの 10 個重点分野。
- ・ハイテク企業、技術先進型サービス企業と技科学技術型中小企業。

② 電力網企業 電力業務許可書を取得したすべての電力網企業

還付期末未控除税額の納税人の条件

還付期末未控除税額の納税人の納税信用等級はA級或いはB級であること。

還付期末未控除税額の計算

納税人は主管税務機関に対して「還付期末未控除税額」を申請する。当期還付する未控除税額は前期末未控除税額に返還率を乗じて計算し、且つ 2017 年末の未控除税額を限度とする。

① 還付可能期末未控除税額

=納税人が還付申請した前期の期末未控除税額×返還率

返還率の具体的な計算方法は以下のとおりとする。

- ・2014年12月31日以前に税務登記した納税人

返還率は2015年、2016年及び2017年の三年間に控除済の「増値税専用発票」、「税関輸入出増値税専用納付書」、「納税領収書」に記載された増値税額が同期における全ての控除済仕入税額の合計額に占める比率とする。

・2015年1月1日以後に税務登記した納税人

返還率は、実際経営期間内に控除済の「増値税専用発票」、「税関輸入出増値税専用納付書」、「納税領収書」に記載された増値税額が同期おける全ての控除済仕入税額の合計額に占める比率とする。

② 限度額

- ・還付可能の期末未控除税額が、2017年末未控除税額の額を超えない場合は、当期還付できる期末未控除税額は還付可能の期末未控除税額となる。
- ・還付可能の期末未控除税額が、2017年末未控除税額を超える場合は、当期還付できる期末未控除税額は2017年末未控除税額となる。

業務要求

本通知によると各省の財政及び税務部門は還付期末未控除税額の納税人を確定し、2018年8月31日までに対象の納税人名簿及び立案した還付金額を財政部と税務総局に報告し、備案しなければならない。各省の財政及び税務部門は2018年9月30日までに還付未控除税額の業務を完了させ、2018年10月31日までに各省の財政及び税務部門は総括し報告しなければならない。

付則 2018年 還付増値税 期末未控除税額業種目録

番号	業種名称 (国民経済業種分類統計)
1	化学原料及び化学製品製造業
2	医薬品製造業
3	化学繊維製造業
4	非金属鉱物製品業
5	金属製品業
6	一般設備製造業
7	専用設備製造業
8	自動車製造業
9	鉄道、船舶、航空宇宙及びその他運輸設備製造業
10	電気機械及び器材製造業
11	計算機、通信及びその他電子設備製造業
12	器具、計器製造業
13	インターネット及び関連サービス
14	ソフト及び情報技術サービス業
15	研究及び実験発展
16	専門技術サービス業
17	科学技術の推進及び応用サービス業
18	生態保護及び環境マネジメント業